

奈良県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年五月二十七日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。		縦覧場所
宇陀市榛原 檜牧（〇一	次の平面図 のとおり	宇陀市菟田 野下芳野（ 〇〇四）急 傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図 のとおり	宇陀市菟田 野下芳野（ 〇〇四）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所
宇陀市榛原 檜牧（〇一	次の平面図 のとおり	宇陀市菟田 野下芳野（ 〇〇四）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	宇陀市菟田 野下芳野（ 〇〇四）急 傾斜地崩壊 特別警戒区 域	次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所
				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項		
						奈良県宇陀 土木事務所 及び宇陀市 役所危機管 理課

八) 急傾斜 地崩壊警戒 区域		曾爾村長野 (〇〇六) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり			及び宇陀市 役所危機管 理課
八) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域		曾爾村長野 (〇〇六) 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり		次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び曾爾村 役場総務課
		御杖村神末 (〇二二) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり		次の平面図の とおり	奈良県宇陀 土木事務所 及び御杖村 役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。